

## 米国 1916 年アンチダンピング法<sup>1</sup>

(EC 提訴によるパネル報告 WT/DS136/R, 提出日:2000 年 3 月 31 日 採択日:2000 年 9 月 26 日)

(日本提訴によるパネル報告 WT/DS/162/R, 提出日:2000 年 5 月 29 日 採択日:2000 年 9 月 26 日)

(上級委員会報告 WT/DS136/AB/R WT/DS162/AB/R, 提出日:2000 年 8 月 28 日 採択日:2000 年 9 月 26 日)

田村次朗

### I. 事実の概要

#### 1. 1916 年法とは？ (1916 年歳入法 800-801 条)

1916 年法 (以下「1916 年法」) は、輸入業者によって、米国に輸入される商品がその生産国あるいは通常輸出される国での「実際の市場価格 (actual market value)」より実質的に低い価格で輸入、販売される場合、米国産業への損害や破壊、産業の確立の妨害、または競争制限の意図をもってなされることを要件とする。そしてそのような輸入を軽罪にあたるとして科料や懲役といった刑事罰を定め、3 倍額の損害賠償を負わせるものである。また、この価格差別は「通常かつ組織的に」行われることが必要である。(日本提訴によるパネル報告パラグラフ 2.2、2.3、2.4 以下、引用するパラグラフを日本 XX と表記)

特徴としては、①行政機関ではなく、司法機関に適用の審査の権限を与えていることと、②二つの訴訟方法が存在すること。すなわち(a)個人が損害を回復するための民事訴訟と(b)司法省が罰金あるいは懲役、又は両方を求める刑事訴訟があることが挙げられる。(日本 6.1)

米国のアンチダンピング法といえ、通常は 1930 年関税法を指す。1930 年関税法は、WTO 協定に一応整合するが、1916 年法は、不整合であるとされてきた。その理由は以下の通りである。

- ① 国際市場における価格差別に対して、民事・刑事の救済を与えている。
- ② 救済が認められるために「実質的な損害 (material injury)」を立証する必要はない。
- ③ その一方で、企業の略奪的「意図(intent)」を立証する必要がある。

1916 年法と 1930 年関税法は共に、国際的価格差別に関する法律である。しかし前者は反トラスト法に近く、後者は通商法的であるとされる。

では、1916 年法は発動例が少ないため、司法解釈は限られている。これまで最高裁によ

って 1916 年法が審査されたことはなく、控訴裁と地裁によるその解釈が行われているのみである。(日本 2.14)

1916 年法に関する訴訟は、刑事よりも民事のケースが多いが、三倍額賠償を勝ち得たケースはない。また本件のホイーリング・ピッツバーグ事件で、被告側の一部は裁判を進行させるよりも、和解を選んでいる。(日本 2.15) また司法省は 1916 年法において、刑事で提訴したことはなく、1916 年法によって刑事罰が課されたこともない。(日本 2.16)

## 2. 米国対日本

1998 年 11 月米国ホイーリング・ピッツバーグ社は、1916 年法に基づき、米国鋼鉄産業を破壊し、同社の地位を損なう意図をもって(熟延)鋼板のダンピング販売を行ったとして、日本商社の現地法人などを相手取り、オハイオ州連邦地裁に提訴を行った。

1999 年 2 月 10 日、日本は DSU に基づいて米国との協議を申請した。(日本 1.1) 1999 年 6 月 3 日、日本は、米国の 1916 年法は、GATT3 条 4 項、GATT6 条、アンチダンピング協定、特に GATT6 条 2 項、アンチダンピング協定 18 条 1 項、アンチダンピング協定 1 条、2 条、3 条、4 条、5 条、9 条、11 条、GATT11 条、WTO 設立協定 16 条 4 項、アンチダンピング協定 18 条 4 項に違反するとして、パネルの設置を要請した。(日本 1.3) EC、インドは第三国として、パネルに参加した。(日本 1.7)

2000 年 5 月 29 日パネル報告が出されたが、2000 年 6 月 8 日米国が上訴している。(上級委員会報告パラグラフ 7 以下、引用するパラグラフを上級委員会 XX と表記)

## 3. 米国対 EC

1996 年、米国厚板鋼板メーカーであるジュネーブ・スチール社とガルフ・ステーツ・スチール社の 2 社(ともにユタ州)は、ドイツ系鉄鋼輸入業者であるティッセン・スチール・グループ社(ミシガン州)とレンジャー・スチール・サプライ社(テキサス州)の 2 社を、米国産業に被害を及ぼすことを意図して、ロシア、ウクライナ、中国から市場価格を実質的に下回る価格で、厚板鋼板を米国に輸入・販売したとして、ユタ州ソルトレークシティの米連邦地方裁判所に対し、1916 年法に基づき 9000 万ドルの損害賠償を求め、ダンピング提訴した。

1998 年 6 月 4 日、EC は紛争処理了解(以下「DSU」)に基づいて米国との協議を要請した。(EC 提訴によるパネル報告パラグラフ 1.1 以下、引用するパラグラフを ECXX と表記)

と表記)1998年11月11日、ECは、米国の1916年法はWTO設立協定16条4項、GATT6条1項、6条2項、アンチダンピング協定1条、2条1項、2条2項、3条、4条、5条に違反するとしてパネルの設置を要請した。代替的主張として、GATT3条4項も要請した。

(EC1.3)

インド、日本、メキシコは、第三国としてパネルに参加した。(EC1.6) 2000年3月31日、パネル報告が提出されたが、2000年6月8日に米国が上訴している。(上級委員会7)

## II. パネル報告<sup>2</sup>及び上級委員会報告<sup>3</sup>の要旨

### 1. パネルの管轄権

<両国の主張>

米国は、ガテマラ・セメントケース<sup>4</sup>を引用し、アンチダンピング協定の下でアンチダンピングに対する申立てが可能なのは、協定に定められた(アンチダンピング協定17条4項)3つの措置、確定的なアンチダンピング税の賦課、価格に関する約束、暫定措置に関してのみであると主張した。また、GATT6条の下でも同様であるとした。(日本6.82、EC5.15)

<パネル報告>

パネルは、まずアンチダンピング協定17条を挙げ、これが紛争解決方法としてDSUに代わることはないとした。(日本6.85、EC5.21)そして、17条2項、3項はアンチダンピング協定下で可能な協議の範囲を制限するものではないとした。パネルは、ガテマラ・セメントケースの上級委員会報告を引用し、17条4項はアンチダンピング当局によってとられる措置を問題とするが、加盟国の特定のアンチダンピング措置に関する問題を除き、DSUの適用範囲を制限する規定はおかれていないとした。(日本6.86-6.88、EC5.22)

これを裏づけるために、パネルはアンチダンピング協定18条4項を引用し、18条4項は加盟国のアンチダンピング法が適用されたか否かを問わず、WTOに加盟する以前にその法を協定に適合したものとするために、全ての必要な措置をとることを求めるとした。そして17条4項について、具体的なアンチダンピング措置がとられない限り紛争処理が開始できないと解するのであれば、それは18条4項から、その意義や法的効果を無効化することになり、これは有効性の原則(principle of effectiveness)に反するとした。(日

本 6.89、EC5.25)

また、米国がガテマラ・セメントケースを引用したことに対して、メキシコはガテマラによる特定の調査について争ったのであり、本件での問題とは異なるとし、そこから米国が主張するような拡大解釈を行うことはできないとした。そして、ガテマラ・ケースの結論は 17 条 4 項が規定する措置に限定したものであるが、アンチダンピング法自体 (anti-dumping law as such) の審査を妨げるものではないとした。(日本 6.90、EC5.26)

パネルは、アンチダンピング協定 17 条は、17 条 4 項が規定する措置がとられたか否かに関わらず、法の適合性を審査することを妨げるものではないとした。(日本 6.91、EC5.27)

<上級委員会における両国の主張>

米国は、17 条 4 項とガテマラケースにより、パネルに管轄権はなかったと主張した。これに対し EC は、パネルの管轄権に関する主張は interim review 以前に行われるべきであったとした上で、17 条 4 項がアンチダンピング法の審査の妨げになることはないとは主張した。日本は、17 条 4 項は DSU の付属書 2 が定める特別かつ付属的な規定であるとした。17 条 4 項は 17 条 1 項の例外であり、アンチダンピング当局による措置に適用される特別な規定であるとした。よって、17 条のいかなる規定も不整合な法を審査することを妨げないとした。

<上級委員会報告>

上級委員会は、interim review がパネルの管轄権を問う適切な場ではないとしても、ある事情の下に、いかなる段階においても、これを問わなければならない場合があるとし、パネルの判断を支持した。(上級委員会 54)

EC、日本の双方とも GATT23 条とアンチダンピング協定 17 条に関する申立てを行って  
いるが、GATT23 条 1 項 (a) によると、加盟国は他の加盟国が GATT に基づく義務を怠  
った結果として、その利益が無効化もしくは侵害された場合は申立てを行うことができ  
としている。このことから上級委員会は、WTO 発足以前に法が具体的に適用されたか否  
かに関係なく、法自体 (legislation as such) に対する申立てを認めているとした。これま  
でのパネルもそのように判断しており、WTO 発足後も同様であるとした。(上級委員会  
58-61)

次に上級委員会は、アンチダンピング協定 17 条の検討を行い、17 条 1 項、2 項は、法自体に対する紛争と実行段階のアンチダンピング措置を区別していないことから、17 条 1 項は法自体の紛争を認めているとした。(上級委員会 64,65)

17 条 3 項について、ガテマラ・セメントケースでは、これを GATT22 条、23 条と同義の条文 (equivalent provision) であると結論づけたとし、このことから 17 条 3 項もまた法自体の争いを認めているとした。(上級委員会 67) 17 条 4 項については、17 条 1 項、3 項とは異なり、DSU の付属書 2 がいう特別かつ付随的な紛争処理規定であるとした。(上級委員会 70)

また、上級委員会はガテマラ・セメントケースに関するパネルの判断を支持した。メキシコがガテマラのアンチダンピング調査に関して申立てを行う際、17 条 4 項に示されている 3 つの措置のうちどれかを確認するように求められているにすぎないとした。よって 17 条 4 項には、法自体の申立てを退ける要素は見つからないとした。(上級委員会 72)

上級委員会は、17 条 4 項は、アンチダンピング調査当局の調査に対する申立てを行う際に、必要ないくつかの条件を設定し、それによって濫訴を防いでいるとした。しかし 17 条 4 項は、アンチダンピング協定の下での法自体に対する加盟国の申立てを妨げるものではないとした。(上級委員会 74)

アンチダンピング協定 18 条 4 項は、加盟国のアンチダンピング法が適用されたか否かを問わず、WTO 加盟以前にその法を協定に適合したものとするために、全ての必要な措置をとることを求める。このことから上級委員会は 17 条に関する見解を支持した。(上級委員会 78)

アンチダンピング協定 18 条 1 項は、アンチダンピング協定により解釈される GATT の規定による場合を除くほか、いかなる措置もとることはできないとしている。上級委員会は、「いかなる措置」とは 17 条 4 項に規定されている 3 つの措置以外でもあり得るとし(上級委員会 81)、18 条 1 項についてもまたパネルの見解を支持するとした。

上級委員会は、管轄権があるとしたパネルの判断を支持した。

## 2. 義務的な法か否か (mandatory/non-mandatory legislation)

<両国の主張>

米国は、以下の理由から 1916 年法は non-mandatory (非義務的、以下 non-mandatory とする)な法であると主張した。①民事訴訟手続、刑事訴訟手続の双方において、裁判所は

1916年法をWTO上の義務と整合する形で解釈することができる。②司法省は1916年法の刑事訴訟を開始するか否かの裁量権を持つ。

これに対して日本は、1916年法は mandatory（義務的、以下 mandatory とする）な法であると主張した。なぜなら、本法には解釈の余地がなく、処罰を命じているからであり、パネルはこれまでも GATT/WTO に不整合な法律を規制してきたとした。さらに、mandatory/non-mandatory という二分法ではなくて、WTO 設立協定 16 条 4 項（日本 6.95）とアンチダンピング協定 18 条 4 項（日本 6.187）を本件に適用すべきとした。EC は、東京ラウンド協定によって、司法省が持つ調査開始の権限では non-mandatory とするには十分でないとした。また、裁判官は適用に関する裁量権は持っておらず、mandatory/non-mandatory は行政機関の問題であるとした。（EC6.82）

#### <パネル報告>

アンチダンピング協定 18 条 4 項は、アンチダンピング協定締結時に、加盟国のアンチダンピング法を協定の規定に適合させることを要求する。パネルは 1916 年法が GATT6 条とアンチダンピング協定の対象となることが明らかになった以上、18 条 4 項は 1916 年法に適用されるとした。18 条 4 項は、①それが適用されているか否かに関わらず、法自体の整合性、②この整合性は WTO 加盟時からその後恒久的に達成されなければならないことを要求しているとした。

また、mandatory/non-mandatory の概念は国際法上のものであるが、18 条 4 項は協定の条項であり、国際法においては、協定の条項は国際慣習法に優るとした。よって、18 条 4 項が 1916 年法とアンチダンピング協定の整合性を求める以上、mandatory/non-mandatory の概念は、1916 年法についてパネルがアンチダンピング協定との整合性を問えるか否かを判断するのに、もはや適切ではないとした。この点についてパネルは、EC・オーディオカセットケース<sup>5</sup>を引用した。本件では、なぜアンチダンピング調査開始の裁量権によって EC の法律が non-mandatory であるとはしない理由を、仮に non-mandatory と認めれば、アンチダンピング協定 16 条 6 項（18 条 4 項と同種の規定）の義務を無効化することになるためであると述べている。（日本 6.189、EC6.168）

EC・オーディオカセットケースと同様に、18 条 4 項を異なるように解釈すればそこで定められた義務を無効化することとなり、有効性の原則にも反するとした。（日本 6.190）

よってパネルは、司法省に付与された裁量権によって、1916 年法が GATT6 条とアンチ

ダンピング協定の審査から除外されるとは解釈されないと結論づけた。(日本 6.191、EC6.169)

パネルは、米国は 1916 年法が non-mandatory legislation であるとする説得力ある証拠を提出できなかったとして、1916 年法は non-mandatory legislation ではないと結論づけた。(日本 6.192、EC6.170)

#### <上級委員会における両国の主張>

米国は、上級委員会に対し、パネルの mandatory and discretionary (義務的か、裁量的か、以下 mandatory and discretionary とする) に関する判断は、米国・タバコケース<sup>6</sup>の解釈を誤った結果であるとし、判断を覆すよう求めた。本法が過去に適用されたか否かは mandatory and discretionary の区別に影響を及ぼさないとした。さらに、アンチダンピング協定 18 条 4 項が mandatory and discretionary の考えを不適切にするとした日本パネルの判断を覆すよう求め、(上級委員会 12,13) また挙証責任は申立国側にあるとした。(上級委員会 14)

EC は、GATT/WTO の判例 (case law) から、mandatory and discretionary によって、1916 年法が保護されることはないと主張した。(上級委員会 26)

日本は、18 条 4 項により、mandatory and discretionary の区別を不適切としたパネルの判断は正しいとし、いずれにせよ、一定の基準が満たされれば 1916 年法は適用されるため、mandatory であると主張した。(上級委員会 33)

#### <上級委員会報告>

上級委員会は、mandatory and discretionary を区別する際の適切な裁量権とは、行政機関に付与された裁量権であるとした米国・タバコケースを引用した。(上級委員会 89)

上級委員会は、1916 年法は民事と刑事両方の訴訟を認めているとし、民事訴訟では行政機関による裁量は存在せず、民事訴訟は私人間でなされるのであり、裁判官は 1916 年法を適用せざるを得ないとした。よって 1916 年法の民事訴訟に関しては、明らかに mandatory であるとした。(上級委員会 90) また、司法省に付与された裁量権は 1916 年法を discretionary legislation へと変えるものではないとするパネルの判断を支持した。(上級委員会 91)

また EC と日本は、1916 年法は GATT6 条とアンチダンピング協定に不整合であるとい

う一応の証明を果たしているとした。その上で、パネルは米国の反証を勘案したうえで、それは十分ではないと結論づけているとした。(上級委員会 92)

そして **mandatory and discretionary** の概念の適切さを問うのはもはや意味をなさないとした。なぜなら 1916 年法は明らかに **discretionary legislation** ではないのであり、本件では 18 条 4 項が **mandatory and discretionary** の概念にとって代わるか、またはそれを修正するかの検討は必要ないとした。(上級委員会 99)

最後に GATT の下での先例を見る限り、**mandatory and discretionary** の問題は政府の行政機関に裁量権が付与されているかの問題であるとし、米国の主張は行政機関ではなく、裁判所の解釈に依拠しているとした。(上級委員会 100)

上級委員会は、**mandatory and discretionary** についてのパネルの見解を支持した。(上級委員会 102)

### 3. 1916 年法と GATT6 条およびアンチダンピング協定の整合性

<両国の主張>

日本と EC は、GATT 6 条とアンチダンピング協定が規定するものは国際的価格差別であり、いかなる名称であれ、ある国内法が国際的価格差別を規定すれば、すなわちそれはダンピング規制であり、GATT 6 条およびアンチダンピング協定と整合しなければならないと主張した。そして 1916 年法が規制するものは明らかにダンピングであり、追加的な適用要件があったとしても、その本質は変わらないとした。(日本 6.109 EC6.93)

米国は、GATT 6 条は損害的ダンピング (**injurious dumping**) を相殺又は防止するものであるとし、一方の 1916 年法は略奪的意図のある価格差別を規制するものであるとした。その上、1916 年法は輸入業者を制裁するものであり、輸入品に関税をかける国境措置ではないとした。1916 年法は国内法であり、GATT3 条のみが問題となるとした。(日本 6.110 EC6.94)

また米国は、1916 年法は GATT6 条にはない追加的な要件が求められているとした。すなわち、1916 年法は価格差が「実質的に」低く、輸入・販売が「通常かつ組織的に」行われていることを要求し、さらに意図要件が存在すると主張した。(日本 6.120 EC6.111)

最後に、米国は 1916 年法には反トラスト法的な目的があり (日本 6.135 EC6.116)、アンチダンピング税を救済措置としない限り、GATT6 条の適用を受けないとした。(日本 6.136 EC6.114)

## <パネル報告>

パネルは、①文言、②立法背景、③判例の三つの側面から、1916年法とGATT6条の関係を分析した。

### ①文言

パネルは、GATT6条が適用されるには、次の三つの要件が満たされる必要があるとした。すなわち、①ダンピングが存在し、②輸入国の同種製品の製造販売を行っている国内産業に対して実質的損害、又はそのおそれ、又はその確立の実質的遅延があり、しかも、③①と②の間に因果関係がある場合である。(日本 6.116)

GATT6条によれば、「ダンピング」とは、ある国の製品がその正常価格より低い価格で、他国へ輸入されていることである。すなわち「ダンピング」とは、①ある製品が税関を通過し、輸入され、②「正常価格」以下で販売されることであるとした。そして「正常価格」とは輸出国での国内価格を指し、これが存在しない場合は第三国輸出価格あるいは構成価格(生産コスト+合理的な販売費用と利潤)とされている。GATT6条のいうダンピングは、同種の製品に(国が異なる)二つの市場間で価格差がある場合に存在し、その価格差とは、輸入国での価格が輸出国での価格又は第三国価格よりも低いことをいう。(日本 6.117 EC6.104)

パネルは、1916年法もまた同様の価格差別要件を設けているとした。1916年法の基本的な構造は、米国に輸入される商品がその生産国あるいは通常輸出される国での「実際の市場価格(actual market value)」より「実質的に低い価格(price substantially less than)」で輸入される場合、米国産業への損害や破壊、産業の確立の妨害、または競争制限の意図をもってなされることを条件にそのような輸入を違法として、科料や懲役といった刑事罰を定め、3倍額の損害賠償責任を負わせるものである。

パネルは、ここでの価格要件はGATT6条に類似しているとした。GATT6条は、製品が他国の商業への導入されていることを要求しているが、1916年法もまた「米国内で…輸入し、販売し又は輸入させ若しくは販売させること」を要件とし、さらに1916年法も二つの価格の比較、すなわち米国での価格と生産国での価格又は第三国価格、を定めているとした。パネルは、1916年法の定める国際的価格差別とGATTの定めるダンピングの定義は非常に類似しているとした。(日本 6.120 EC6.108)

さらにパネルは、米国が主張する追加的要件について、これらはダンピングの存在を認

めるのを困難にするが、それでも 1916 年法が国際価格差要件を定めている限り、GATT6 条の適用には影響を与えないとした。(日本 6.121 EC6.112)

パネルは、意図要件をもってしても 1916 年法の本質は変わらないとし、(日本 6.125 EC6.113) 1916 年法は GATT6 条と同じ価格差別を規制しているとした。(日本 6.128)

パネルは、GATT6 条には存在しない効果もまた 1916 年法をその対象外とするには十分ではないとした。(日本 6.133 EC6.115)) また米国は 1916 年法には反トラスト法的な目的があるとしたが、GATT6 条は目的に依拠しており、加盟国の法がそれに当てはまる以上、その法は GATT6 条の対象となるとした。(日本 6.135 EC6.116)

1916 年法は GATT6 条と異なる救済措置を定めているとする米国の主張に対し、パネルは、GATT6 条がダンピングに対抗できる唯一の条文である以上、この主張は認められないとした。(日本 6.137 EC6.118)

## ②立法背景

パネルは、1916 年法制定当時、議会はそれを「ダンピング」への対抗措置として認識していたとし、(日本 6.144 EC6.129) 1916 年法は反トラスト法的側面を持っていたとしても、それを明確に示すものはないとした。(日本 6.145 EC6.130)

また、米国が主張するように、1916 年法が反トラスト法の補完的側面を持っていたとするには、制定当時「反トラスト」と「アンチダンピング」が独立した法概念であったことを証明しなければならないとした。しかし、これらが一つであった以上、米国の主張は却下されるとした。(日本 6.147 EC6.130)

パネルは、1916 年法は立法背景から純粋な反トラスト的目的を持つとは証明されないとし、むしろ当時アンチダンピングと略奪的価格設定を規制する反トラスト法は、共に「不公正競争」と考えられていたことがわかるとした。(日本 6.149 EC6.131)

## ③判例

パネルは最高裁、控訴裁、中間決定の三つのレベルでの分析を行った。

### ・最高裁

Cooper 事件<sup>7)</sup>において、1916 年法はシャーマン法を補完するものだと表現されている。しかしパネルは、本件で 1916 年法は「1916 年歳入法のアンチダンピング条項」とも表現されているとし、補完の意味も明らかではないとした。よって、ここから結論を導き出す

ことはできないとした。(日本 6.156 EC6.137)

・控訴裁判決

Zenith 事件<sup>8</sup>において、1916 年法はクレイトン法 2 条 (ロビンソン・パットマン法 2 条) に従って解釈されるべきであると判断された。しかし、パネルは、本パネルでの問題は、国際価格差別が米国裁判所によってどのように判断されていたかを分析することであり、1916 年法が反トラスト法的性格を帯びていたとしても関係ないとした。(日本 6.159 EC6.141) また、1916 年法の定める価格差別について全く別の解釈がなされたという証拠がない (ダンピングではないとの証拠がない) とした。(日本 6.160 EC6.142)

・中間決定 (interlocutory decision)

Geneva 事件<sup>9</sup>、Wheeling Pittsburgh 事件<sup>10</sup>では、1916 年法は反トラスト法違反行為や略奪的価格設定を規制するのみならず、国内産業を保護するためにも制定されたと判断された。パネルは、中間決定に過ぎないとしながらも、これらは、1916 年法がブルック事件の recoupment(回収)基準を適用し、競争法としての運用に対して疑問が示されたとした。(日本 6.180 EC6.161)

・ブルック事件<sup>11</sup>

パネルはブルック事件も分析し、recoupment 基準が 1916 年法を GATT6 条の対象外にするとは考えられないとした。たとえ基準が適用されてもダンピングの定義は変わらないとし (日本 6.170 EC6.151)、また Helmac 事件<sup>12</sup>以降、この基準が適用されるという証拠に乏しいとした。(日本 6.174 EC6.154)

パネルは、1916 年法は GATT6 条とアンチダンピング協定の対象となると結論づけた。(日本 6.182 EC6.163)

<上級委員会における両国の主張>

米国は、GATT6 条の対象となるには、①関税という国境措置がとられなければならない。②明確にダンピング規制を目的としていなければならないとした。(上級委員会 16) そして、GATT6 条は加盟国にアンチダンピング税を賦課する権利を与えているのであり (上級委員会 17)、GATT6 条 2 項の”may”は権利を表し、他の措置を禁止しているのではないと主張した (上級委員会 18)。米国は、パネルは GATT6 条とアンチダンピング協定が全てのアンチダンピング法を対象とするという誤った判断を下したとした。そして、1916 年法は対象とはならない国内法(internal law)であるとした。(上級委員会 19) また

1916 年法は、明確にダンピング規制を目的としているわけではないとした。1916 年法が適用されるためには、価格差だけでは不十分であるとし、価格差は略奪的価格設定の一つの証拠でしかないとした。そして略奪的価格設定こそが 1916 年法の規制するものだと主張し、同時に 1916 年法の意図要件も強調した。(上級委員会 131)

これに対し EC は、GATT6 条はダンピングを規制するものであると主張した。(上級委員会 27) EC は、GATT6 条の適用範囲に関して、その文言を検討対象とした。GATT6 条 1 項は、①輸入品を対象とし、②輸出国価格よりも輸入国価格の方が安い価格差別に対して、救済措置を発動するとした。EC によれば、“may”は関税の賦課が任意であることを表し、それはダンピングマージンを限度とする。そして 18 条 1 項と注は、ダンピングの具体的な対抗措置は GATT6 条によってのみとられると規定すると主張する。(上級委員会 28)

日本は、GATT6 条はダンピングを処理するものであるとし、アンチダンピング税は手段であって、GATT6 条の目的ではないと主張した。(上級委員会 34) そしてこの見解は、GATT6 条の条文によって支持されるとした。(上級委員会 35) 1916 年法は、GATT6 条と同一の価格差別を規制するのであり、1916 年法が持つ補足的な要件により、GATT6 条の対象から外れることはないと主張した。(上級委員会 36)

#### <上級委員会報告>

上級委員会は、1916 年法に GATT6 条が適用されるかは、GATT6 条がダンピングへのあらゆる対抗措置を規制しているか否かにかかるとした。(上級委員会 109)

上級委員会は、まず“may”の意味はアンチダンピング協定 9 条によって明らかとなるとした。(上級委員会 114) それにより、“may”はアンチダンピング関税を賦課するか否かの選択肢を与えていることとなり、アンチダンピング関税以外の対抗措置は認められているとする米国の主張を根拠づけられるものはないとした。(上級委員会 116)

次に、GATT6 条の適用範囲は、アンチダンピング協定 18 条 1 項によって明らかになるとした。(上級委員会 121) 上級委員会は、「ダンピング輸出に対する措置」はダンピングの要件が認められたときのみとることができるとし、意図はその要件ではないとした。そして意図を「ダンピング輸出に対する対抗措置」であるかの区別に用いるのは、適切ではないとした。(上級委員会 122)

上級委員会は、18 条 1 項を「ダンピング輸出に対する対抗措置」は GATT6 条に整合し

なければならないとしていると解されるとした。(上級委員会 124) GATT6 条はあらゆる「ダンピング輸出に対する対抗措置」に適応されるとされ、それはすなわちダンピングの要件を満たす状況に対するあらゆる行動であるとした。(上級委員会 126)

1916 年法は、ダンピング規制を目的とはしないという米国の主張に対し、上級委員会は、1916 年法による民事訴訟、刑事訴訟、および制裁は「ダンピング」の存在を必要としているとし、1916 年法の文言からも、「ダンピング」の要件が示された場合のみアンチダンピング措置をとりうることになっていることから、1916 年法は「ダンピング輸出に対する対抗措置」を規定していると結論づけた。(上級委員会 130)

上級委員会は、意図要件について、GATT6 条の 1916 年法に対する適用に影響を与えるわけではなく、追加的な要件に過ぎないとした。意図要件が満たされないと 1916 年法が適用されないとしても、それによって GATT6 条の対象から外れることにはならないとした。(上級委員会 132)

上級委員会は、GATT6 条が 1916 年法に適用されるとするパネルの判断を支持した。(上級委員会 133)

#### 4. ダンピング防止税の範囲 (GATT6 条 2 項とアンチダンピング協定 18 条 1 項)

<両国の主張>

日本と EC は、1916 年法は GATT6 条 2 項とアンチダンピング協定 18 条 1 項に反すると主張した。なぜなら、1916 年法はアンチダンピング税ではない損害賠償、罰金、刑事罰といった制裁が可能であるからであるとした。これを支持するものとして、GATT6 条 2 項はダンピングに対しての唯一の措置としてダンピング防止税 (アンチダンピング税) のみを認めているとした。アンチダンピング協定 18 条 1 項もまた GATT6 条のみがダンピングへの救済手段としているとした。(日本 6.201 EC6.183,6.184)

これに対して米国は、GATT6 条とアンチダンピング協定はダンピングを対象としている全ての措置を規制しているわけではなく、それが規制するものは関税の賦課による損害的ダンピング (injurious dumping) への対抗措置のみであるとした。他の措置は、GATT の他の規定に反しない限り認められているとした。(日本 6.202) GATT6 条 2 項は、「加盟国はアンチダンピング税を課することができる (may)」とするのみで、「アンチダンピング税のみを課することができる (may only)」とは書いておらず、(日本 6.208)、さらに GATT6 条は関税を課することができる権利を規定しているだけで、他の措置を禁止してい

ないとした。(日本 6.209 EC6.185)

さらに、18条1項の注24は加盟国が損害のあるダンピングに直面した時、アンチダンピング税のみを課することに限定していないと主張した。(日本 6.217 EC6.198)

また米国は、GATT6条の適用範囲は、損害的なダンピングに対して関税をもってする措置に限られ、GATT6条はGATT1条1項とGATT2条1項の例外であり、加盟国がとる他の措置を禁止するものではないとした。それは加盟国が持つ権利、すなわち関税賦課の権利を定めていると主張した。(日本 6.219)

#### <パネル報告>

まずパネルは”may”の意味に言及し、GATT6条2項第一文にある「ダンピングを相殺し又は防止するため」が解釈の参考になるとした。すなわち、目的が「ダンピングを相殺」することにある以上は、そこに懲罰的意味はないとした。すなわち関税の賦課は任意であり、それはダンピングマージンの範囲であるとされているとし、”may”はダンピングマージンと同等の関税かそれ以下の関税を課すかの選択肢を与えているとした。これは米国の主張するようなアンチダンピング税か他の措置かの選択肢ではなく、GATT6条2項の文言は、アンチダンピング税が唯一の救済措置であるとする見解を立証するとした。(日本 6.211,6.212 EC6.189)

そして、暫定措置と価格約束を除いて、アンチダンピング協定において予定されている救済措置は関税賦課のみであるとした。(日本 6.216)

さらにパネルは、加盟国の法が、GATT6条が示す価格差別(dumping)を規制するものである以上、加盟国はGATT6条とアンチダンピング協定の要求に応じなければならないとした。注24は、その限りでこの結論に影響を及ぼすものではないとした。(日本 6.218 EC6.199)

GATT6条はGATT1条1項とGATT2条1項の例外であり、加盟国がとる他の措置を禁止するものではないという米国の主張に対し、上級委員会は、GATT6条はGATT1条、2条に触れず関税を賦課できることを認めているのみで、そのような結論は導けないとした。(日本 6.220)

最後に、パネルはアンチダンピング協定1条を引用し、ダンピングに対抗する措置である以上、GATT6条に従わなくてはならないとした。(日本 6.222)その上でパネルは、WTO協定はダンピングを規制するのではなく、アンチダンピングを規制するとした。(日本

6.224)

パネルは、GATT6 条 2 項はダンピングへの対抗措置としてアンチダンピング税のみを認めると結論づけた。1916 年法は、罰金、刑事罰、倍額賠償を規定しているため GATT6 条 2 項に反し（日本 6.230 EC6.204）、同時に 18 条 1 項にも反するとした。（日本 6.232）

<上級委員会における両国の主張>

米国は、1916 年法は 6 条の対象外であるから、パネルの判断に誤りがあると主張した。しかし上級委員会は、1916 年法が GATT6 条の対象であることが証明された以上、パネルの判断を支持するとした。（上級委員会 135）

<上級委員会報告>

GATT6 条とアンチダンピング協定は「ダンピングに対する措置」に適用され、ダンピングへの対抗措置は確定的なダンピング防止税、価格約束、暫定措置に限られるとした。（上級委員会 137）

### III. 解説

#### 1. 1916 年法の法的性質—mandatory（義務的）な法か否か

本件では、1916 年法の法的性質に関する議論が大きな焦点であった。この点、米国側は、1916 年法は、一定の措置を取ることができるという権限を付与した Non-mandatory or discretionary（非義務的または裁量的）なものであり、同法は、WTO に整合的な解釈・運用が可能である以上、同法それ自体が WTO 協定に違反するとはいえないと主張した。

これに対して、日本は、1916 年法は、私人による提訴を認め、最終的な判断権限が裁判所にあること、行政裁量の余地がなく、同法の要件を充足すれば直ちに効果が発生すると解釈する以外に裁量の余地がないことなどの理由から、同法は、mandatory であると主張したのである。

この点についてパネルおよび上級委員会双方とも日本側の主張を受け入れ、1916 年法が mandatory であることを認めた。これは 1916 年法が、たとえば米通商法 301 条のように行政に対する一定の権限を付与するための立法とは異なり、WTO 整合的な裁量権行使を行政が行う余地がない立法であることによるものである。

この一見すると、明白な議論がここまで争われることになったのは、1916年法がWTO協定に違反する法律である可能性が高いことから、米国側としてはWTO協定との整合性を正面から争うのでは勝算がないと判断し、この議論に固執したと考えられる。しかしそのことをもって、本件におけるパネルおよび上級委員会の判断が先例としてあまり意味をもたないとはいえないであろう。

本件は、WTO協定に整合的でない立法が存在する加盟国に対して、その立法による損害が直接に発生していなくても、法それ自体の協定との整合性を問題として、WTO紛争処理で争うことができるという点を、一層明確にしたという意義があるといえよう。

## 2. 第三国参加の問題について

本件では、EC側が第三国参加の権限について異論を唱えた。これは、通常の第三国参加よりも強力な権限として紛争当事国同士の交渉（ミーティング）に直接参加できるように求めたところ、今回その権限が認められなかったためである。

1916年法については、ECが申立て、設置されたパネルと、日本が行ったパネルの2つがある。ECは、米国側が日本とEC双方の申立てを聞くことができ、十分な準備および新しい交渉戦略の策定が可能であるのに対し、日本とECがそれぞれの提訴したパネルの交渉の議論以外知ることが出来ないのは不公平であると考えたとしても不思議ではない。しかし、本件の場合、同種の訴訟であればそもそも日本とECが共同して提訴することも可能であったのにそれをあえて選択しなかったこと、米国が双方の主張を聴取できるのは、特別な権限が認められたものではなく、単に被提訴国として交渉せざるを得なかったことなどから考えて、ECの主張は、かならずしも妥当とはいえない。

この点についてかつてECホルモン牛肉事件では、このような第三国参加が認められている。確かに第三国参加を広く認めることには、メリットもある。しかし、第三国参加については、紛争当事国の利害や交渉戦略との関係で難しい問題もある。今回は、事件の性質上パネル側が拒絶したということなのだが、今後は、この判断基準の明確化が求められる。

## 3. 米国内における1916年法の法的性格

米国内における1916年法がアンチダンピング法として捉えられているのか、反トラスト法として捉えられているのか、最近の議論を紹介したい。

まず、ゼニス事件判決（Zenith Radio Corp. v. Matsushita Elec. Indus. Co.）で、1916年法が初めて実質的かつ本格的に解釈された。地裁は、1916年法アンチダンピング法というのは、1914年発効のクレイトン法2条を補完するために制定され、反トラスト法の一部であり、国内産業保護法の1921年法（現1930年関税法731条以下）と異なり、常に競争促進的に解されなくてはならないと判断した。そして1916年法における意図要件は、反トラスト法という略奪的意図を指すとした。

控訴裁は、地裁の判断を支持し、国内の価格差別と同様に反競争的価格設定を規制するものであるとし、また意図要件も反トラスト法の略奪的価格を指すものであるとした。しかし最高裁は、1916年法の検討を行わず、被告側が略奪的価格設定を行ったという動機の立証が不十分であることを理由に、控訴裁に差し戻しを行った。

司法省とFTCの見解に関しては、1995年の”Antitrust Enforcement Guidelines For International Operation”によると、1916年法は反トラスト法ではないとされ、略奪的意図についても要件として挙げられていない。また議会ではこれ以前から1916年法を通商法的に改正しようとする動きもあったようである。

本件で問題となっている Geneva Steel Co. v. Ranger Steel Supply Corp. 事件で、地裁は、1916年法は、価格差に加え、i.合衆国の産業を破壊しまたはii.損害をあたえるか、iii.合衆国の産業の確立を妨げるか、iv.合衆国での当該商品の商取引を部分的にでも制限したりv.独占したりする意図をもって反競争的に行われることを要件とするとしている。地裁はこれらの意図に着目し、1916年法は反トラスト法とアンチダンピング措置の両側面があり、そして要求されている意図要件は略奪的意図のみではなく、損害意図（intent to “injure”）であるとし、略奪的意図を必要としたゼニス判決と異なった判断を下した。さらに、1916年法は反トラスト法違反行為や略奪的価格設定を規制するのみならず、国内産業を保護するために制定されたとした。また Wheeling-Pittsburgh Steel Corp. v. Mitsui & Co. 事件では、裁判所は Geneva 事件と同様に、i または ii のみで要件を充足させ、略奪的意図 iv と v についての判断は行っていない。

このように、最高裁が1916年法についての判断を行っていないこともあり、現段階では見解も統一されていない。したがって米国内で、1916年法をアンチダンピング法として捉えているのか、反トラスト法として捉えているのか、は定かでない。しかし、反トラスト法的要素を有するものの、アンチダンピング法的に利用したいという考えは、米国内において強いようである。

#### 4. 通商戦略としての本件の意義

本件の通商交渉戦略としての意義と今後の方向性について検討したい。

日本側が具体的に本件を次期ラウンドにおけるアンチダンピング交渉と結び付けようとしているのか、必ずしも明確ではない。しかし、推測するに米国のアンチダンピング濫用の是正に向け、「外堀」を埋めて行くという意義はあると思われる。また現在議論になっているバード修正法のような WTO に不整合な立法への対処を含め、本件での日本側の交渉経緯およびその議論は、大いに参考になると考えられる。また、日本は韓国等と、熱延鋼板に関する米国のアンチダンピングの乱発防止への共同歩調をとっている。このような協調・提携関係の一層の強化は、日本の通商外交戦略として極めて有効なものであると思われる。今後、このような提携関係を含めた新しい通商交渉戦略を日本政府は模索する必要がある。

おそらくこの 1916 年ダンピング法が、米国において廃止されるという可能性は少ないであろう。そこで問題となることが 2 つある。まずひとつは、代償措置の問題である。日本がこの事件においてどのような代償措置を米国に求めることができるのか、特に立法それ自体を違法とした代償措置については、今後、クロス・リタリエーションの議論を含め、検討すべき課題であろう。

他方、米国が 1916 年法を反トラスト法、具体的には、ロビンソン・パットマン法に整合的な形に修正し、実質的には、アンチダンピング措置を反トラスト政策として実施するという可能性も否定できない。この場合、WTO の守備範囲から遠ざかることになり、アンチダンピングの国際ルールの監視下からは、離れることになる。そうであれば、管轄権が司法省および連邦取引委員会に移行する可能性が高いので、反トラスト法の価格差別の運用として議論することになる。しかし日本としては、通商交渉に比べて、法的な議論が可能になるため、より競争法に立脚した議論により、濫用を抑止できる可能性がある。また通商代表部よりは、司法省のほうがより法的な整合性を重視すると考えられるため、このような修正が、直ちに現在よりも自体を悪化させるとは考えにくいであろう。

またこのように米国が 1916 年法を反トラスト法に整合的なかたちで修正する場合、今後のアンチダンピングの法的枠組みの議論において、競争法的な視点からの議論の導入が進む可能性がある。また本件での議論の喚起が、アンチダンピングと競争政策の関係について、ひとつの方向性を築こうとしているのではないかと考えられる。この新しい「貿易

と競争」の問題をどのような戦略で議論していくのかは、今後 21 世紀の日本の通商戦略において非常に重要なテーマとなると考えられる。

## 【注】

<sup>1</sup> 主な参考文献として以下を参照。高田昇治「アメリカ通商法の展開－反ダンピング法の研究－」東京布井出版（1982年）；Kermit W. Almstedt, *International Price Discrimination and the 1916 Antidumping Act -Are Amendments in Order?*, 13 *Law & Pol'y Int'l Bus* 747, (1981); Jeffrey L. Kessler, *The Antidumping Act of 1916: Antitrust Aalogue or Anathema?*, 56 *Antitrust L.J.* 485, (1987); Joseph Gregory Sidak, *A Framework for Administering the 1916 Antidumping Act: Lessons from Antitrust Economics*, 18 *Stanford Journal of International Law* 377, (1982); Note, *Rethinking the 1916 Antidumping Act*, 110 *Harv. L. Rev.* 1555, (1997); Note, *The Geneva Steel Co. Decision Raises Concerns in Geneva: Why the 1916 Antidumping Act Violates the WTO Antidumping Agreement*, 32 *The George Washington Journal of International Law and Economics* 293, (1999).

Note, *The antidumping act of 1916: Antitrust and Product Comparability Criteria in Zenith Radio Corp. v. Matsushita Electric Industrial Co.*, 20 *Columbia Journal of Transnational Law* 133, (1981).

<sup>2</sup> *United States – Anti-Dumping Act of 1916*, WT/DS/162/R, 29 May 2000  
WT/DS136/R, 31 March 2000

<sup>3</sup> *United States – Anti-Dumping Act of 1916*, WT/DS162/AB/R, 28 August 2000  
WT/DS136/AB/R, 28 August 2000

<sup>4</sup> *Guatemala – Anti-Dumping Investigation Regarding Portland Cement From Mexico*, WT/DS60/AB/R, 25 November 1998

<sup>5</sup> *EC – Anti-Dumping Duties on Audio Tapes in Cassettes Originating in Japan*, ADP 136, 28 April 1995

<sup>6</sup> *United States – Measures Affecting the Importation, Internal Sale and Use of Tobacco*, BISD 41S/131, 4 October 1994

<sup>7</sup> *United States v. Cooper*, 312 U.S.600 (1941)

<sup>8</sup> *Zenith Radio Corp. v. Matsushita Elec. Indus. Co.*, 494 F. Supp. 1199 (1980)  
*In re Japanese Elec. Prods. Antitrust Litigation*, 723 F 2d 319 (3rd Cir. 1983) 等がある。

<sup>9</sup> *Geneva Steel Co. v. Ranger Steel Supply Corp.*, 980 F. Supp. 1209 (1997)

<sup>10</sup> *Wheeling-Pittsburgh Steel Corp. v. Mitsui& Co.*, 35 F. Supp. 2d 597 (1999)

<sup>11</sup> *Brooke Group Ltd. v. Brown &Williamson Tobacco Corporation*, 509 U.S 209, 118 S.Ct. 2578 (1993)

<sup>12</sup> *Helmec Products Corp. v. Roth Plastic Corp.*, 814 F. Supp. 581 (1993)